六十二　特許法施行規則第二十五条の七第六項、第二十七条の四の二第四項（同条第七項（実用新案法施行規則第二十三条第二項において準用する場合を含む。）及び実用新案法施行規則第二十三条第二項において準用する場合を含む。）、第三十一条の二第五項、第三十八条の二第三項（実用新案法施行規則第二十三条第三項において準用する場合を含む。）、第三十八条の六の二第四項（実用新案法施行規則第二十三条第四項において準用する場合を含む。）又は第三十八条の十四第三項（同条第六項（実用新案法施行規則第二十三条第七項において準用する場合を含む。）及び実用新案法施行規則第二十三条第七項において準用する場合を含む。）の規定による回復理由書の提出

六十三　［略］

六十四　特許法施行令（昭和三十五年政令第十六号）第十一条第一項又は第二項に規定する申請書の提出（特許法施行規則第七十二条第四項の規定によりこれらの申請書の提出を省略する場合に限る。）

六十五　特許法等関係手数料令（昭和三十五年政令第二十号）第一条の三第一項又は第二項に規定する申請書の提出（特許法施行規則第七十三条第四項の規定によりこれらの申請書の提出を省略する場合に限る。）

（願書等の様式）

第十一条　電子情報処理組織を使用して又は第二十五条の規定による磁気ディスクの提出により次の表の第二欄に掲げる特定手続を行う者は、同欄に掲げる手続の区分に応じ、特許等関係法令の規定において同表の第三欄に掲げる書類に記載すべきこととされている事項を同表の第四欄に掲げる様式により法第二条第一項の電子計算機から入力し又は磁気ディスクに記録しなければならない。

	手続	書類名	様式
一～十	［略］	［略］	［略］
十一	第十条第四十三号に規定する法第十五条第一項、法第十五条の二第一項又は法第十五条の三第一項（これらの規定を法第十六条において準用する場合を含む。）の規定による特許料等の納付の申出（以下この条において「納付の申出」という。）のうち特許権の設定の登録を受ける者がするもの	［略］	［略］
十二～二十	［略］	［略］	［略］

2　［略］

（発明の新規性の喪失の例外の規定の適用を受けようとする場合の手続等）

第十二条　電子情報処理組織を使用して又は第二十五条の規定による磁気ディスクの提出により特定手続を行う者は、次の表の上欄に掲げる手続の区分に応じ、同表の中欄に掲げる書面の提出に代えて、手続補正書、誤訳訂正書、特許出願、実用新案登録出願、意匠登録出願、商標登録出願若しくは防護標章登録出願の願書、出願審査請求書又は特許料納付書若しくは登録料納付書に同表の下欄に掲げる記載事項その他必要な事項を記録しなければならない。

六十二　特許法施行規則第二十五条の七第六項、第二十七条の四の二第四項（同条第七項（実用新案法施行規則第二十三条第二項において準用する場合を含む。）及び実用新案法施行規則第二十三条第二項において準用する場合を含む。）、第三十一条の二第七項、第三十八条の二第三項（実用新案法施行規則第二十三条第三項において準用する場合を含む。）、第三十八条の六の二第四項（実用新案法施行規則第二十三条第四項において準用する場合を含む。）又は第三十八条の十四第三項（同条第六項（実用新案法施行規則第二十三条第七項において準用する場合を含む。）及び実用新案法施行規則第二十三条第七項において準用する場合を含む。）の規定による回復理由書の提出

六十三　［略］

［新設］

［新設］

（願書等の様式）

第十一条　電子情報処理組織を使用して又は第二十五条の規定による磁気ディスクの提出により次の表の第二欄に掲げる特定手続を行う者は、同表の第二欄に掲げる手続の区分に応じ、特許等関係法令の規定において同表の第三欄に掲げる書類に記載すべきこととされている事項を同表の第四欄に掲げる様式により法第二条第一項の電子計算機から入力し又は磁気ディスクに記録しなければならない。

	手続	書類名	様式
一～十	［略］	［略］	［略］
十一	第十条第四十三号に規定する法第十五条第一項又は法第十五条の二第一項（これらの規定を法第十六条において準用する場合を含む。）の規定による特許料等の納付の申出（以下この条において「納付の申出」という。）のうち特許権の設定の登録を受ける者がするもの	［略］	［略］
十二～二十	［略］	［略］	［略］

2　［略］

（発明の新規性の喪失の例外の規定の適用を受けようとする場合の手続等）

第十二条　電子情報処理組織を使用して又は第二十五条の規定による磁気ディスクの提出により特定手続を行う者は、次の表の上欄に掲げる手続の区分に応じ、同表の中欄に掲げる書面の提出に代えて、特許出願、実用新案登録出願、意匠登録出願、商標登録出願若しくは防護標章登録出願の願書又は登録料納付書に同表の下欄に掲げる記載事項その他必要な事項を記録しなければならない。